

## 年末年始無災害運動実施要領

標語『「たぶん」「だろう」に危険がひそむ しっかり点検 年末年始』

### 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることを趣旨に昭和46年から厚生労働省を後援とし、中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で45回目となる。

わが国における労働災害は、長期的には減少傾向にあるが、この5年間は一進一退で平成26年は、死亡災害、死傷災害、重大災害のいずれも前年を上回り、平成27年上半年では、死亡災害、死傷災害は前年に比べ減少しているものの、第12次労働災害防止計画の目標達成に向けさらなる取組が必要である。

背景には、団塊世代の大量退職に伴う安全衛生ノウハウ継承の断絶、非正規雇用労働者等の現場経験の浅い労働者の増加、若年労働者の危険感受性の低下、企業の安全管理体制のほころびなどが想定され、「現場力」低下の顕在化や安全意識が低い第三次産業の就労者の増加に伴い労働災害が増加傾向にあることから、安全意識を高める活動の促進が求められる。

一方、健康面では、平成26年度の精神障害の労災支給決定件数が過去最多となり、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策や化学物質によるばく露、薬傷の防止が重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、改正安衛法により、ストレスチェック制度の創設、化学物質のリスクアセスメントの義務化、受動喫煙防止対策などの業務上疾病を未然に防ぐ仕組みの充実が進められ、過労死等防止対策推進法に基づき、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が定められた。

職場の安全と健康の確保のため、経営者、労働者双方が安全衛生意識、危険感受性を高める必要があり、経営トップの強い決意のもと先頭に立ち、安全衛生活動の総点検、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底が必要となる。

年末年始は、あわただしく、生活リズムが変わりやすく、大掃除や機械設備の保守点検・始動等の非正常作業が多くなるため、作業前点検の実施、作業手順・交通ルールの遵守、非正常作業における安全確認の徹底が重要である。

### 実施期間

平成27年12月15日から平成28年1月15日まで

### 事業場の実施事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ② リスクアセスメント(以下、「RA」と称す)及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- ③ ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- ④ KY(危険予知)活動を活用した「現場力」の強化と5S活動の徹底
- ⑤ 非正常作業における労働災害防止対策の徹底
- ⑥ 機械設備に係る定期自主点検及び作業目点検の実施
- ⑦ 安全衛生パトロールの実施
- ⑧ 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- ⑨ はさまれ、巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- ⑩ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑪ 化学物質のRAの実施に向けた環境整備・化学物質管理の徹底
- ⑫ 腰痛予防、転倒防止、受動喫煙防止の対策の推進
- ⑬ 健康的な生活習慣に関する健康指導の実施
- ⑭ インフルエンザ等感染症予防対策の徹底
- ⑮ 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼりの掲示 など

### 主要な業種別労働災害発生状況(平成26年と平成27年の比較 11月末現在速報値)

業種別	平成27年 (1月～11月)	平成26年 (1月～11月)	増減数	増減率	構成率
全産業	269	274 ( 2 )	-5 ( -2 )	-1.8%	100.0%
製造業	106	110 ( 1 )	-4 ( -1 )	-3.6%	39.4%
食料品	26	18	8	44.4%	9.7%
窯業土石	37	35 ( 1 )	2 ( -1 )	5.7%	13.8%
機械金属等	27	34	-7	-20.6%	10.0%
建設業	29	24	5	20.8%	10.8%
土木工事	6	3	3	100.0%	2.2%
建築工事	14	15	-1	-6.7%	5.2%
運送業	23	25 ( 1 )	-2 ( -1 )	-8.0%	8.6%
陸上貨物	21	22 ( 1 )	-1 ( -1 )	-4.5%	7.8%
農林・畜産・水産業	3	5	-2	-40.0%	1.1%
商業	32	38	-6	-15.8%	11.9%
小売業	24	35	-11	-31.4%	8.9%
保健衛生業	12	19	-7	-36.8%	4.5%
社会福祉	10	18	-8	-44.4%	3.7%
接客娯楽業	33	36	-3	-8.3%	12.3%
飲食店	9	7	2	28.6%	3.3%
ゴルフ場	21	27	-6	-22.2%	7.8%
清掃・と畜	10	4	6	150.0%	3.7%
上記以外	21	13 ( 0 )	8 ( 0 )	61.5%	7.8%

※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上死傷災害を集計したものです。

※ カッコ書きの数値は、死亡者の内数です。

災害事例

災害発生概要		通電してる電気配線を切断したため感電し、慌てて降りた際に負傷する										
業種	電気通信業	職種	電気工事	年齢	40代	性別	男	災害程度	休業見込み 6カ月	経験	15年	
発生状況	工場内に設置されている高さ4約mの壁照明をはしごにて交換作業中、撤去する照明の配線を切断した際、電気が流れ感電した。慌ててはしごから降りた際、両踵を負傷した。ヘルメット、手袋は着用していたが安全帯は着用していなかった。							事故の型	感電		起因物	その他の電気設備
	<p>&lt;概略図&gt;</p>											
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通電している電気配線を切断したこと</li> <li>・安全に作業が行える足場等を設置していなかったこと</li> </ul>											
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気配線の工事を行うときは停電して行うことを徹底する</li> <li>・高さ2m以上の高所で作業を行うときは、足場を組み立てる等の方法による作業床を設ける</li> <li>・なお、作業の性質上、足場の設置等により作業床を設けることが困難なときは、安全帯を使用させる等墜落を防止する措置を講じる</li> <li>・今回の災害を契機とした安全衛生教育を実施して、労働者の安全衛生意識の高揚を図る</li> </ul>											

災害発生概要		ダクトのフランジ部に安全帯を掛けていたためダクトと共に墜落した										
業種	建設業	職種	重量工	年齢	30代	性別	男	災害程度	休業見込み 4カ月	経験	7年	
発生状況	排煙ダクト設置作業中、排煙ダクトが落下し、落下したダクトのフランジ部に安全帯を掛けていたため、排煙ダクトと共に4mの高さから落下し負傷した。							事故の型	墜落・転落		起因物	炉、窯
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全帯の取付箇所が不適切であったこと</li> <li>・ダクトが落下しないように固定されていなかったこと</li> </ul>											
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全帯の取付箇所については、安易に取付箇所を選定せず、スタンション等を用いて親綱を張る又は現場にあるものに取り付ける場合は、強固な物で実際に墜落したときの荷重に耐える強度を有する箇所等に取り付ける</li> <li>・高所作業を行うときは、可能な限り足場を設置する等により安定した作業床を設置することが望ましい</li> </ul>											